加西市新型コロナワクチン 5~11歳オミクロン株対応ワクチン接種 (令和4年秋開始接種)実施計画

令和5年3月

健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

本資料は、現時点の計画内容であり、今後、国の方針、ワクチンの供給状況、接種状況により、内容を変更する場合があります。

国の方針

国の位置づけ

5~11歳に対する新型コロナワクチンの初回接種は令和4年2月より(加西市では令和4年3月)、追加接種(従来株)は令和4年9月より開始していました。令和5年2月28日に、ファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン(BA. 4-5対応型)による5~11歳の小児に対する追加接種が薬事承認されました。国は令和5年度以降の接種方針に関する議論や、ワクチンの有効性及び安全性に関する知見等を踏まえ、特例臨時接種としてオミクロン株対応2価ワクチン(BA. 4-5対応型)を追加接種(令和4年秋開始接種)の使用ワクチンとして位置づけました。接種対象者は初回接種を終了した全ての小児とし、接種間隔は前回接種から少なくとも3か月経過した後として、令和5年3月8日から使用可能としました。

接種期間が短いことから、5~11歳の追加接種(令和4年秋開始接種)は8月末まで延長されることとなりました。

※新型コロナワクチン接種は、令和5年度の1年間は特例臨時接種の実施期間が延長されることとなっています。

国の方針

特例臨時接種に関わる法令等

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣 指示)が令和4年9月6日に一部改正され、令和4年9月6日より5~11歳の小 児接種に対する努力義務の適用と追加接種が開始とされていました。

小児に対するオミクロン株対応2価ワクチンの追加接種(令和4年秋開始接種)については、令和5年2月22日の分科会における議論及び小児に対する接種の開始からの期間を考慮した対応であることを踏まえ、基礎疾患を有する小児その他の重症化リスクが高いと医師が認める小児以外について5月8日より公的関与(接種勧奨及び努力義務)の規定を除外することが予定されています。

国の方針

効果

(厚生労働省 お子様についての追加情報より引用)

米国において、5~11歳の子どもを対象とした研究で、従来型ワクチンの初回接種の効果は徐々に低下し、9か月以上経過すると大幅に低下すると報告されていますが、従来型ワクチンを追加で接種して3~5か月経過すると、新型コロナへの感染があってもなくても、感染予防効果は50~60%程度であったと報告されています。

(厚生労働省 第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料より引用)

PMDAは審査報告書において、5~11歳の小児におけるファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン(BA. 4-5対応型)について、12歳以上の接種により、オミクロン株亜系統に対する中和交代価が上昇すること等を踏まえると、5~11歳の小児に対しても本剤接種の有効性が期待できると判断しています。

有効性及び安全性

(厚生労働省 お子様についての追加情報より引用)

米国においては、2022年10月から子ども用に使用されており、米国CDC(疾病管理センター)の報告によれば、80万回以上接種された実績に基づいて、安全性の評価が行われています。米国で接種を受けた方や親などの報告にもとづくデータによると、発熱は約19%、疲労感は約30%、頭痛は約20%の方に現れたとされています。また、医師等による報告に基づくデータによると、接種後の死亡や心筋炎と報告されたものはないとされています。

ワクチン接種の公的関与の規定(5月8日以降の欄はイメージ案)

・・・接種勧奨(予防接種法第8条):全ての接種対象者

・・・接種勧奨(予防接種法第8条):65歳以上と5~64歳の基礎疾患を有する者

その他重症化リスクが高いと医師が認める者のみ

・・・努力義務(予防接種法第9条):全ての接種対象者

接種の名称	初回接種	令和4年秋開始接種	
期間	継続中	3月8日~5月7日	5月8日~8月31日
5~11歳		オミクロン	株対応ワクチン

- ※ 初回接種については、引き続き従来株ワクチンを使用
- ※ 5月8日以降は、3月時点では今後の予定としてのイメージを掲載

接種対象

対象者

1、2回目接種を完了した5~11歳の方 接種日に5歳以上11歳以下の方(12歳の誕生日の前々日まで) 2回目接種完了者 363人 (令和5年3月13日現在、自治体接種状況)

接種間隔

前回の接種後3か月以上

接種間隔が短縮されました

5か月 🕽 3か月

ワクチン

小児用ファイザー社オミクロン株対応2価ワクチンを使用(0.2ml接種) ※ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています

接種体制と接種予約

個別接種

市内協力医療機関4か所 3月下旬以降準備の整った医療機関から開始します

個別接種予約方法

直接医療機関に予約

一部の医療機関は市ワクチン予約コールセンターまたは市の予約システム

予約開始時期

接種券が自宅に届き次第、2回目、3回目接種完了から3か月経過以降の接種日を予約できます。

接種券発送

接種券発送

- ①従来株ワクチンで3回目接種を終了し、3回目接種から3か月以上が経過した方へ、「接種券の印字された予診票」と「予防接種済証」が一体となった薄紫色の接種券(接種券一体型予診票)を送付します。
- ②1、2回目接種を終了し、2回目接種から3か月以上が経過した方へオレンジ色の接種券一体型予診票を送付します。

案内チラシの送付

③3回目接種が未接種で、手元にオレンジ色の接種券一体型予診票をお持ちの方には、そのままオレンジ色の接種券が使えること、オミクロン株対応ワクチンに切り替わること等を記載した案内を送付します。



既に「接種券一体型予診票」をお持ちの方への注意事項

→そのままご使用ください。

接種可能日が前回接種から<u>5か月後</u>の日が記載されていますが、法改正により<u>3か月後</u>からオミクロン株対応ワクチンの接種ができます。

※12歳の誕生日が近い方には、12歳以上用の案内も同封します

接種券発送

送付スケジュール

送付内容		送付数	送付日
1	4回目接種券	137	
2	3回目接種券	15	3月22日
3	すでに3回目接種券をお持ちの方	179	

3月22日以降も順次、接種券を送付します

接種のお知らせ及び接種勧奨

広報 ホームページ 加西市公式LINE

加西市公式LINE



随時最新情報を掲載しています



厚生労働省 お子様についての追加情報



接種についての説明書

相談体制

区分	相談内容	問合せ先	電話番号等
市	集団接種、一部個別接種の予約、 接種医療機関、接種券の再発行、 健康被害救済制度等に関すること	市ワクチン予約専用 コールセンター	【予約・相談専用】42-2204 (祝日除く月~金9:00~17:00)
県	副反応、医療に関すること	兵庫県新型コロナワク チン専門相談	TEL: 0570-006-733 (9:00~21:00平日・土日・祝日・年末 年始も実施) FAX: 078-361-1814 聴覚障がいのある方は様式あり 多言語専門相談 TEL: 050-3174-4567 FAX: 078-361-1814
	副反応の発生状況や効果等の情報 提供、努力義務の意義、接種後の 副反応に対する助言	小児接種専用相談ダイヤル	TEL: 0570-004-588 (9:00~17:30平日・土日含む) FAX: 078-361-1814
	県が実施する大規模接種会場に関 すること	専用コールセンター	TEL: 0570-033-185 (毎日9:00~18:00)
国	コロナワクチンに関すること	厚生労働省新型コロナ ワクチンコールセン ター	TEL: 0120-761-770 (毎日9:00~21:00)

相談体制

遷延する副反応や症状などへの相談

(兵庫県HPより引用)

兵庫県は、新型コロナワクチン接種後の副反応に対する医療体制として、身近な医療機関が接種後の副反応を疑う症状を認めた場合で、遅延性の副反応や遷延する症状など、より専門的な助言・対応が必要な場合、診察した医療機関が専門的な医療機関に相談できる体制を確保しています。

専門的な医療機関への相談は、副反応を疑う症状等を診察した県内の医療機関からのみとされていますので、副反応等の気になる症状があれば、まずは接種医やかかりつけ医等の身近な医療機関に相談・受診してください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種では健康被害(病気になったり障がいが残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。新型コロナワクチン予防接種によって健康被害が生じた場合にも、その健康被害を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金の給付)などが受けられます。申請については、市コールセンターにお問合せください。

相談体制

接種に関する様々な相談

(厚生労働省HPより引用)

新型コロナワクチンの接種は、皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただいています。ただし、16歳未満の方の場合は、原則、保護者(親権者または後見人)の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。署名がなければワクチンの接種は受けられません。詳しくは、「新型コロナワクチンQ&A」をご覧ください。

園・学校や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

⇒学校等におけるいじめ・嫌がらせなどに関する相談窓口は

「子どものSOS相談窓口」0120-0-78310

⇒いじめ・嫌がらせなどについての人権相談に関する窓口は

「子どもの人権110番」0120-007-110

• ⇒ワクチン接種を受けていない人に対する偏見・差別事例に関するQ&A (一般の方向け)

厚生労働省ホームページ